

# 2割特例用

## 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

(個人事業者・法人共通)

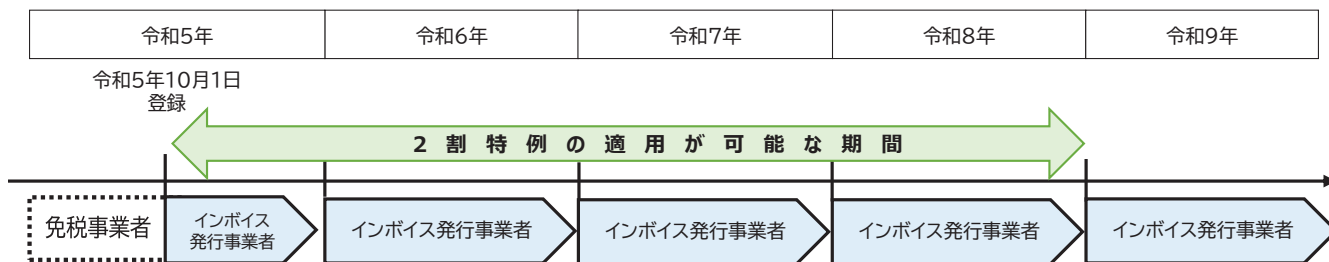
- 2割特例は、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる**仕組みです。詳細については次頁から説明しています。
- さらに、個人事業者の方は、**確定申告書等作成コーナー**を使えば**手軽に申告書が作成でき、e-Taxで提出**できます。  
(➡詳しくは裏表紙をご覧ください)

ポイント

### 「2割特例」とは

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入控除税額の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とすることができる特例です。

(個人事業者又は12月決算法人の例)



ポイント

### 2割特例により計算した場合の納税額(概算)

※ 詳細な計算方法は4頁以降の設例をご参照ください。

売上げの  
約1.8%相当  
※ 飲食料品の場合  
約1.5%相当

あなたの  
売上げ・収入

(万円)

×

$10/110$ ※

※ 飲食料品の場合：8/108

×

2割

=

納税額  
(万円)

- 請求書や支払を受ける際に受け取った明細に税率や税額の記載があるものを集計(給与収入は除きます)
- 事業用の不用品(パソコンなど)の売却収入なども含まれます
- 飲食料品の売上げや収入がある場合は、税率ごとに区分する必要があります

注意

- 2割特例を適用して消費税の申告を行う場合には、課税売上げに係る消費税額に80%を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。  
したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。
- 2割特例を適用し(又は適用せずに)、消費税の申告を行った場合には、その後、その申告について修正申告や更正の請求により、2割特例を適用しないこととする(又は適用する)ことは原則としてできません。

# 留意点

重要

## 2割特例を適用できる事業者

- インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方が適用できます。
- 一般課税、簡易課税のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに、2割特例の適用を受ける旨を申告書に付記することで適用できます（詳しくは6、7頁をご覧ください）。

(注) 前課税期間において2割特例を適用した場合であっても、基準期間(2年前)の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は適用できません。  
その他、2割特例の適用ができない場合について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」(インボイスQ&A)をご覧ください。

重要

## 2割特例を適用できなくなった場合も、消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を選択することができます。

- 2割特例を適用した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合には、適用を受けたい課税期間の末日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度を適用できる特例が設けられています。

2割特例を適用した課税期間

2割特例が適用できない課税期間

本特例による消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限  
⇒ 適用を受けようとする課税期間の末日

届出書提出

※ 原則的な消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日となります。

### 2 割 特 例

を適用するかを検討に当たって...

以下の事業者のように、2割特例を適用して申告を行わない場合の申告の手引き等については、国税庁ホームページに掲載している各種パンフレット等をご覧ください。

#### 卸売業を営む方(簡易課税制度の適用がある場合)

- ➡ 一般的に、卸売業を営む者が簡易課税制度を適用して申告する場合、みなし仕入れ率90%を適用して消費税の計算を行いますので、2割特例を適用するよりも、消費税の納付金額が少なくなります。

#### 多額の設備投資などを理由に売上げの金額より仕入れの金額の方が多くなるような方

- ➡ 一般的に、課税仕入れ等に係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます※。

※ 簡易課税制度を適用している場合や2割特例を適用する場合、通常、還付税額が生じることはありません。



(国税庁ホームページ)  
消費税及び地方消費税の  
確定申告の手引き・様式等

- 国税庁ホームページでは消費税やインボイス制度に関する各種資料等を掲載しています。  
また、申告や届出等に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

# 消費税及び地方消費税 基礎知識

## 申告が必要な方

次のいずれかに該当する事業者の方は、消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ①インボイス発行事業者の登録をされている方
- ②基準期間の課税売上高が1千万円を超える方(注)
- ③消費税課税事業者選択届出書を提出されている方

(注) 1千万円の判定は、原則として税抜処理を行った金額によりますが、免税事業者の売上げには消費税相当額が含まれていませんので基準期間が免税事業者の場合、その売上げがそのまま課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

## 用語解説

### 基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。原則として、個人事業者の方はその年の前々年、法人の方はその事業年度の前々事業年度をいいます。

【例】個人事業者の令和6年分の申告 → 基準期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日  
3月決算法人の令和7年3月期分の申告 → 基準期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

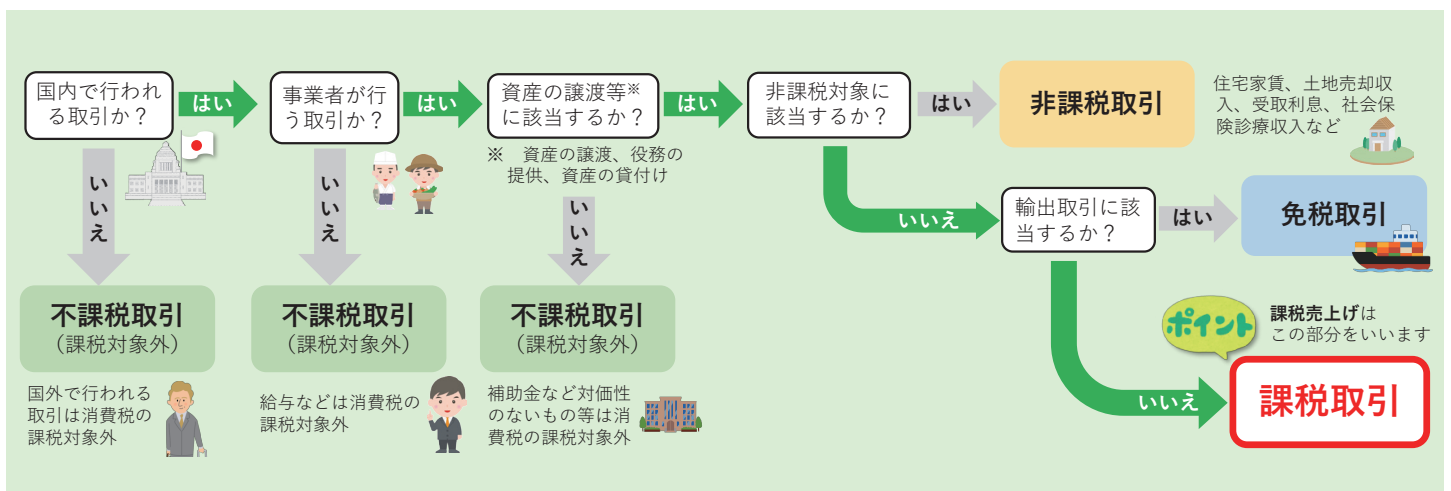
## 課税売上高とは？

課税売上高とは、次の4つの要件を全て満たす取引の売上げ(課税売上げ)と輸出取引などの免税売上げの合計額をいいます。

1. 国内において行う取引(国内取引)であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。



## 消費税率等

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%(消費税率の22/78)	1.76%(消費税率の22/78)
合計	10%	8%

## 申告書作成の流れ

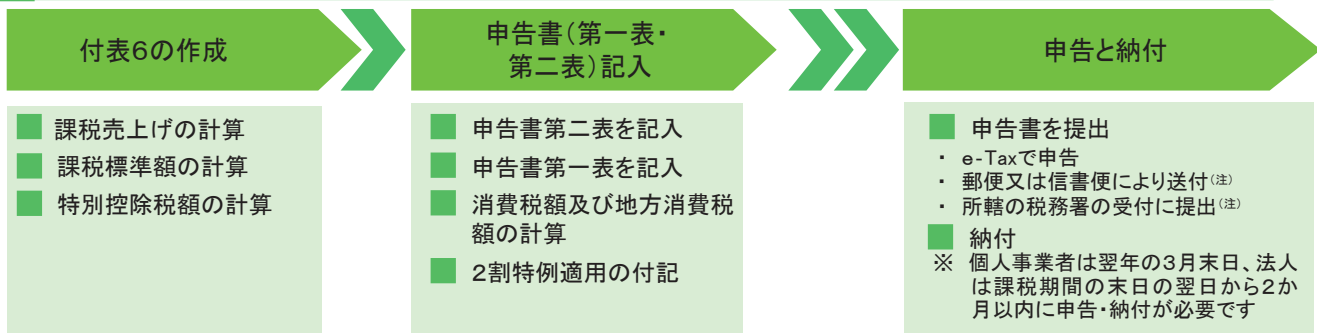
## 提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告書第一表(一般用又は簡易課税用)※及び第二表

〔付表6〕 税率別消費税額計算表

- ※ 2割特例を適用する場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書第一表については、簡易課税制度を選択されている事業者は簡易課税用を、同制度を選択されていない事業者は一般用をご利用ください。
- ※ 旧税率の適用がある場合に、2割特例による申告を選択される場合には、付表6は使用せずに、付表4-1,4-2,5-1,5-2を使用します。  
この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

## 確定申告の流れ



- (注) 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしています。申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)してください。
- また、申告書等の控えに收受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、申告書等の提出年月日の記録・管理をお願いします。
- なお、令和7年1月以降、当分の間、「リーフレット」に日付・税務署名(業務センター名)を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

## 納付方法

## ⚠️ ご注意ください!

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

- 必ず期限内に申告・納付をしてください。  
申告・納付が遅れますと、更に加算税や延滞税を納付していただくことがあります。
- 国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
- ※ 個人事業者の消費税の確定申告分の納税については、多くの方に利用されている便利な振替納税をお勧めします。
- 期限内納付のため、納税資金の積立て等の事前のご準備をお願いいたします。  
なお、納税資金の積み立てにはダイレクト納付による予納が便利です。
- 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

納税に関する  
総合案内はこちら

## 設例 国税太郎の場合

2割特例を適用した場合の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

国税太郎は、ソフトウェアの制作などシステムサービス業を営む個人事業者です。

- 令和6年分の所得は、ソフトウェアの制作に係る事業所得のみであり、すべて標準税率適用分の課税取引です。
- これまでは消費税の免税事業者で基準期間である令和4年分の課税売上高は8,321,760円です。
- 令和6年4月からインボイス発行事業者として登録を受けました。
- 税込経理方式により記帳しており、令和6年分の所得税の決算額は右の表のとおりです。
- 令和6年3月31日までの取引に係る売上げの値引きが35,900円、令和6年4月1日以後の取引に係る売上げの値引きが192,900円ありました。

	標準税率(7.8%)適用分
1月1日から3月31日 (免税事業者)	2,099,120円
4月1日から12月31日 (インボイス発行事業者)	6,609,330円
損益計算書上の収入	8,708,450円

(注) 本設例では貸倒れに係る消費税額等がないため、簡易版の付表6により計算を行います。貸倒れ等がある場合には、通常版の付表6による計算が必要です。この場合、本設例と計算方法が異なる箇所がありますのでご注意ください。



# 設例 国税太郎の申告書(付表6)

**ポイント**

登録を受けてからの期間分を計算しますので、設例の場合1年分ではなく、4月から12月までの分の集計金額です

特別

第4-(13)号様式

## 付表6 税率別消費税額計算表【簡易版】

【小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用】

課税期間	令和6・1・1 ~ 令和6・12・31	氏名又は名称	国税太郎
------	---------------------	--------	------

※ 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。

区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
----	--------------------	-------------------	------------------

### step1 課税売上げの計算

課税売上げ(税込)	6,609,330		
	$\times \frac{100}{108}$	$\times \frac{100}{110}$	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	6,008,481	6,008,481	

適用税率ごとに課税売上げの税抜金額を記載します

### step2 課税標準額を計算

課税標準額 ②	000	6,008,000	6,008,000
---------	-----	-----------	-----------

step 1 で計算した金額の千円未満を切り捨てた金額を記載します

### step3 消費税額を計算

課税標準額に対する消費税額 ③	$\times 6.24\%$	$\times 7.8\%$	468,624
-----------------	-----------------	----------------	---------

step 2 課税標準額に、消費税(国税)の税率を掛けて計算します

### step4 返還等対価に係る税額を計算

課税売上げに係る返還等対価の額(税込)	192,900		
	$\times \frac{6.24}{108}$	$\times \frac{7.8}{110}$	
売上対価の返還等に係る消費税額 ④	13,678	13,678	

(課税売上げに係る返品、値引き等の金額を売上金額から直接減額している場合には、この計算は不要です)

### step5 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額の計算

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額(③ - ④) ⑤	454,946	454,946	
-----------------------------	---------	---------	--

適用税率ごとに③から④を差し引いて計算します

### step6 特別控除税額の計算

特別控除税額(⑤ × 80%) ⑥	363,956	363,956	
-------------------	---------	---------	--

step 5 で計算した消費税額に80%を掛けて、計算します

申告書第一表へ



# 設例 国税太郎の申告書(第一表)一般用

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	魏町	税務署長殿	<input type="checkbox"/> (個人の方) 振替 継続 希望
納税地	千代田区霞が関3-1-1 (電話番号 03 - XXXX - XXXX)		
(フリガナ) 屋号	コクセイカイハツ 国税開発		
個人番号	XXXXXXXXXX		
(フリガナ) 氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎		

個人事業者用  
第一表

年の途中(設例の場合、令和6年4月1日)から課税事業者となった場合であっても個人事業者は暦年、法人は事業年度を記載してください

ポイント

自 令和 6年 1月 1日  
至 令和 6年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

課税標準額	①	十兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
課税標準額	①					6	0	0	8	0	0	0	0	03
消費税額	②					4	6	8	6	2	4			06
控除過大調整税額	③													07
控除	④					3	6	3	9	5	6			08
返還等対価に係る税額	⑤					1	3	6	7	8				09
貸倒れに係る税額	⑥													10
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦					3	7	7	6	3	4			11
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧													13
差引税額(②+③-⑦)	⑨					9	0	9	0	0				15
中間納付税額	⑩									0	0			16
納付税額(⑨-⑩)	⑪					9	0	9	0	0				17
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫									0	0			18
この申告書が修正申告である場合	⑬													19
差引納付税額	⑭									0	0			20
課税売上割	⑮													21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯													22
資産の譲渡等の対価の額	⑰													23

付	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	31
記	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
事	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
項	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
考	控除算	課税売上高5億円超又は	<input type="checkbox"/>	個別対応		
事	税額方	課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	一括比例		
法	額	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除		
項	基準期間の課税売上高	8,321 千円				
	<input checked="" type="checkbox"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42

ポイント

2割特例を適用する場合には「○」を付してください

納付が生じる場合で中間納付税額がある場合(⑩欄に数字が記載される場合)には⑭欄に⑨欄の数字を記載します  
※還付の場合(⑧欄に数字が記載される場合)は⑫欄に⑧欄の数字を記載します

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑱					9	0	9	0	0				
差引税額	⑲													
還付額	⑳													
納税額	㉑					2	5	6	0	0				
中間納付譲渡割額	㉒									0	0			
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉓					2	5	6	0	0				
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)	㉔									0	0			
この申告書が修正申告である場合	㉕													
差引納付額	㉖									0	0			
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉗					1	1	6	5	0	0			

〒	郵便局名等	
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用	
※	税務署整理欄	
署名	(電話番号 - - )	
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有	
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有	

地方消費税額は⑱欄の金額に22/78を乗じた金額です

㉗ = (㉑+㉒) - (㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉗ = ㉑+㉒  
㉘が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑱欄に⑪欄の数字を記載し、  
⑱欄×22/78から算出された金額を㉑欄に記載してください。

簡易課税制度の選択届出書を提出している事業者はこちら

この金額が消費税の納付税額です

# 個人事業者の方の消費税の申告は確定申告書等作成コーナーが便利です！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書が作成できます。  
また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン  
(またはICカードリーダライタ)を利用して、ご自宅から「e-Tax」で提出できます。



## 申告書作成はこちらから>>>

作成コーナー



### ①「作成開始」

作成する申告書等と年分を選択し、消費税の確定申告書を作成します。



### ②必要事項を入力

例：インボイス発行事業者（課税事業者）となった後の売上（収入）金額などを入力していきます。



### ③納付金額を計算

これで、消費税の確定申告書の作成は終了です。



※ 開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

令和7年1月から、画面がスマホでも操作しやすくなり、ますます便利に！

## 作成書類(2割特例を適用する場合)

消費税及び地方消費税の確定申告第一表  
(一般用又は簡易課税用)及び第二表

〔付表6〕 税率別消費税額計算表

## e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

- 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
  - 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます(中間申告、予定申告を含みます。)
  - 消費税の各種届出のほか、設立(開業)の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請、納税証明書の交付請求といった申請・届出のほか、法定調書の提出ができます。
- ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
  - 金融機関や税務署に向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です(消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など)。



## 税務相談チャットボット

消費税の確定申告のご相談はぜひチャットボットをご利用ください。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

